

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

私は、昭和50年3月末に退職後、同年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきたが、53年*月に結婚した夫が、58年から事業を始めたため、二人分の国民年金保険料を納めることが困難となり、やむなく昭和58年度及び59年度の国民年金保険料の納付免除の申請をした。

昭和60年3月1日に夫の就職が決まったと同時に引っ越しをし、その後、私は、A市役所の年金係の窓口で国民年金の住所変更と任意加入への切替手続きを行い、その場で年金手帳に記入してもらった。国民年金保険料については、自宅に納付書が送られてきたので、金融機関の窓口で納付していた。

家計簿や国民年金保険料の領収書は処分して残っていないが、納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、結婚及び申立人の夫の転職などによる国民年金の強制加入から任意加入への切替手続き並びに国民年金第3号被保険者の該当届等を適切に行っている上、申立期間及び国民年金保険料の免除承認を受けた昭和58年4月から60年2月までの期間以外は、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳の「変更後の住所」欄に変更した

日付（昭和 60 年 3 月 21 日）及び A 市のゴム印を使用した変更後の住所が、「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄にその日付（昭和 60 年 3 月 1 日）が記載され、「被保険者の種別」欄の任意加入を意味する「任」の箇所には○印が付されているほか、申立人が納めていたとする金額も当該期間の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

さらに、前述のとおり、申立人の年金手帳においては、昭和 60 年 3 月 1 日付けで任意加入した記録が記載されているにもかかわらず、オンライン記録及び A 市の被保険者名簿共に、当該任意加入の記録は無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日及び同年9月24日に、資格喪失日に係る記録を同年9月13日及び46年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、45年4月から同年8月までの期間は3万円、同年9月から同年12月までの期間は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月1日から同年9月13日まで
② 昭和45年9月24日から46年1月23日まで

私は、申立期間①においてはB丸に、申立期間②においてはC丸に乗船していた。ねんきん特別便で確認したところ、申立期間に係る船員保険被保険者記録が無いことが分かったが、船員手帳により申立期間における乗船記録が確認でき、給与から船員保険料が控除されていたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間①においてはD社が所有するB丸に、申立期間②においてはA社が所有するC丸に乗船していたことが確認できる。

また、船舶所有者記号払出簿（船舶所有者名簿）及びD社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①において、D社は船員保険を適用されていないものの、i) 申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者から提出された船員手帳の写しによると、その者は、D社が所有する船舶に乗っていたことが確認できる期間についても、A社に係る被保険者記録が確認できること、ii) A社に

係る船員保険被保険者名簿（船員保険を適用されなくなった昭和 49 年 9 月 1 日時点の名簿）には、当該船員手帳の写しにより確認できる D 社が所有する船舶名（B 丸ほか）が記載されていることから、申立期間①において、D 社が所有する船舶の船員についても、A 社において船員保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者のうちの大部分の者が、「自分の乗船期間と被保険者期間は一致している。」としている上、このうち、D 社及び A 社が所有する船舶に係る乗船記録が、自身が所持している船員手帳により確認できる 7 人については、いずれも、乗船記録と A 社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる被保険者記録は、おおむね一致している。

加えて、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人を覚えている同僚を含む。）が、「A 社の船団は 6 隻 1 船団であり、50 人前後の船員がいた。」、「20 トン未満の灯船、乗船経験の無い飯炊き以外の者は、船員保険に加入し、船員保険料を控除されていたと思う。」としているところ、i) 申立期間における当該船舶所有者に係る被保険者数は 38 人から 50 人までの間で推移していること、ii) 当該船舶所有者に係る被保険者名簿により、申立人が、申立期間において乗船していた B 丸及び C 丸は、いずれも 80 トン程度の船舶であり、これらの船舶は運搬船であったことが確認できること、iii) 申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間以前にも乗船経験があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの社会保険事務所（当時）の記録から、同年 4 月から同年 8 月までの期間は 3 万円、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は既に船員保険を適用されなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録（昭和46年1月1日）及びC社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録（昭和46年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和40年10月1日にD社に入社し、会社名は、A社、C社、E社と変わったが、60年6月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間は、A社F支店に勤務しており、途中で会社名がC社に変わった時期であるが、申立期間当時、A社F支店で一緒に仕事をしていた妻の厚生年金保険被保険者記録は確認できるのに、私の申立期間に係る被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となった後、46年2月20日にC社に名称記号変更しており、両事業所は同一事業所であることが確認できるところ、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を同年1月1日に喪失し、C社に係る被保険者資格を同年3月1日に取得しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

しかし、A社又はC社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、申立人が、申立期間において、A社F支店に継続して勤務し、か

つ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと認められる。

また、A社G本社で経理課長であった者は、「私は、本社で経理を担当していたが、全社員の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を間違いなく控除していたと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年12月及びC社における同年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立人の申立期間に係る在籍及び保険料控除について確認できる資料は保存しておらず、当時の事務担当者も既に在籍していないため不明である。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月6日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。当時の届出及び納付義務者は、C社）における船員保険の資格取得日に係る記録を20年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から21年4月6日まで

私は、昭和16年7月から22年2月までの期間において、A社に在籍していた。

昭和20年ごろには、D丸に約3か月間から4か月間乗船し、D丸を下船した後は、E市内にあったA社の待機所で待機した後、21年ごろから22年2月までF丸に乗船していた。

しかし、申立期間における船員保険加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月6日までの期間については、B社から提出されたG社H営業部に係る申立人の履歴簿の写し及び17年にG社がG社H営業部を分社化し、A社を設立したことが確認できるB社の社史並びにB社の回答により、申立人は、当該期間において、A社に船員として在籍していたことが確認できる。

また、申立人の履歴簿の写しにより、当該期間のうち、昭和20年6月8日から同年7月2日までの期間については、申立人がD丸に乗船していたことが確認できる上、この期間を除く同年4月1日から同年6月8日までの期間及び同年7月2日から21年4月6日までの期間については、申

立人が乗船していた記録は確認できないものの、申立人がA社に予備員として在籍していたものと推認される。

さらに、B社は、「申立期間当時は、日本の船舶はすべて国家総動員法により国（C社）が管理していた。船員保険についてもC社が管理していた。」としているところ、国土交通省海事局海事人材政策課は、「昭和17年から25年4月までは、C社が船舶所有者の責任を持って船員を船員保険に加入させていた。徴用船の船員の給与も、C社が支給していた。20年4月1日の船員保険法の改正により、予備員が船員保険の強制加入対象者となった以降は、予備員であっても船員保険に加入させていた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月6日までの期間に係る船員保険料を事業主（C社）により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の履歴簿の写しの記録から、60円とすることが必要である。

なお、事業主（C社）が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主（C社）が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、昭和20年1月から同年4月1日までの期間については、前述のとおり、申立人の履歴簿の写し及びB社の社史並びにB社の回答により、申立人は、当該期間において、A社に在籍していたことが確認できるものの、当該履歴簿の写しを見ても、当該期間において、申立人が、A社が所有する船舶に乗船していた記録は確認できない上、同年4月1日に船員保険法が改正されるまで、予備員は船員保険の強制加入対象者とはなっていないほか、B社は、「当時の船員保険は、C社が管理しており、船員保険料を控除していたかどうかは不明である。」としており、当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間のうち、昭和20年1月から同年4月1日までの期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和20年1月から同年4月1日までの期間については、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和37年4月1日から39年3月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年4月から同年7月までの期間は2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月は2万円、同年10月から38年2月までの期間は3万円、同年3月は2万8,000円、同年4月から同年9月までの期間は3万円、同年10月は3万6,000円、同年11月は2万8,000円、同年12月及び39年1月は3万3,000円、同年2月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年3月19日まで
② 昭和39年3月19日から同年4月28日まで
③ 昭和39年4月28日から同年5月1日まで

私は、昭和37年3月ごろからA社に勤務し、その後、39年4月の約1か月間、学校に通って免許を取得した上で、同年5月ごろからA社の関連会社であるB社に勤務していた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び③については厚生年金保険被保険者記録が確認

できなかったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間②については、申立期間②における標準報酬月額が、私が所持しているA社の給与明細書により確認できる給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年4月1日から39年3月19日までの期間については、申立人から提出されたA社の給与明細書は、記載されている出勤日数等により、当該期間に係る給与明細書と推認できる上、当該給与明細書及び複数の同僚の回答から、申立人は、当該期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和37年4月1日から39年3月19日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該期間の一部に係る給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和37年4月から同年7月までの期間は2万円、同年8月は1万6,000円、同年9月は2万円、同年10月から38年2月までの期間は3万円、同年3月は2万8,000円、同年4月から同年9月までの期間は3万円、同年10月は3万6,000円、同年11月は2万8,000円、同年12月及び39年1月は3万3,000円、同年2月は3万円とすることが必要である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は所在不明であり、これを確認することはできないが、当該期間において行われるべき申立てどおりの資格取得届や事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から39年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社における昭和39年3月分と推認される申立人の給与明細書によると、標準報酬月額3万6,000円に見合う保険料が控除されているが、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は3万3,000円であることから、前述のとおり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は所在不明であり、これを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年3月から同年4月1日までの期間については、申立人及び同僚等の回答により、A社及びB社は関連会社であったものと考えられ、申立人から提出された両社に係る給与明細書における厚生年金保険料の控除額、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人及び同僚の申立期間①当時の標準報酬月額の推移等から、申立期間①当時、両事業所は、給与から当月分の本人負担分の厚生年金保険料を控除していたものと考えられるところ、申立人から提出された昭和37年4月分（給与の支払対象期間は、昭和37年3月21日から同年4月20日まで）と推認されるA社に係る給与明細書によると、記載されている出勤日数から、申立人が、少なくとも同年3月下旬からA社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料が1か月分しか控除されていないことが確認できる。

また、申立期間③については、前述のとおり、申立期間③当時、A社とB社とは関連会社であり、両社の従業員に係る厚生年金保険料は当月分の給与から控除されていたものと推認される所、申立人のA社又はB社に係る昭和39年4月分の給与明細書は確認できず、申立人から提出されたB社に係る同年5月分のものと推認される給与明細書によると、厚生年金保険料が1か月分しか控除されていないことが確認できる上、申立人は、当該期間において、免許を取得するために学校に通っていたとしており、当該期間における申立人の雇用形態について確認できないほか、申立人と

同様にA社からB社に異動した前述の同僚3人のうち、申立人よりも早く免許を取得したとする1人を除く2人についても、当該期間において、A社又はB社に係る被保険者記録が確認できない。

このほか、申立期間①のうち、昭和37年3月から同年4月1日までの期間及び申立期間③において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和37年3月から同年4月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月ごろ、A 市役所から実家に国民年金の加入を勧める通知があり、父親が、大学に進学する私に代わり、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、半年分か 1 年分の国民年金保険料を、まとめて A 市役所の窓口又は近くの銀行で納付していたと聞いている。

就職する際、会社に父親から渡された国民年金手帳を提出したと思うが、転勤等で紛失してしまったのか見当たらない。

国民年金保険料を納付していたことを証明できる領収証等はないが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人に対して払い出された形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が就職した事業所の担当者は、「当社に入社する際は、それまで厚生年金保険や国民年金の加入期間がある者に対しては所有している年金手帳を提出させている。提出が無い場合は、当社で厚生年金保険被保険者記号番号を初めて取得することになり、新規の年金手帳が交付されることになるが、紛失防止のため、社員の年金手帳は会社で保管している。」としており、同事業所から提出された申立人の年金手帳では、平成 2 年 4 月 1 日に同事業所において初めて厚生年金保険被保険者となっている上、国民年金の記載欄には何も記載されていないことから、申立人は、

就職の際に、国民年金手帳を所有していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間に係る納付金額及び納付方法等に関する記憶は曖昧である上、申立人の戸籍の附票によれば、申立期間のうち、昭和62年4月から63年9月までの期間の申立人の住所地はB県となっていることから、少なくとも昭和63年度の国民年金保険料納付書が、63年度当初、A市の実家に送付されたとは考え難い。

加えて、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から51年11月まで

私は、大学に通いながら会社に勤務していたが、昭和50年3月ごろ、会社を退職したときに、父親がA町（現在は、B市C町）役場で、まだ大学生であった私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

私が結婚するまでは、父親が、世帯の税金等を一括徴収していた納税組織又はA町役場税務課で、私と父親の国民年金保険料と一緒に、毎月、納付してくれていたはずである。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月に払い出されており、その時点では、申立人は任意加入被保険者であり、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年4月に申立人の旧姓と同姓同名の者に国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、当該記号番号の処理経過欄には「誤認」のゴム印が押されている上、当該「誤認」の表示について、B市は、「当時は、あらかじめ市から提供された20歳到達者の名簿に登載された対象者に対し、社会保険事務所（当時）が国民年金手帳記号番号を払い出していたが、市が国民年金の適用をする際に、住民登録がされていない、又は厚生年金保険の加入者等である

ことが判明した場合は、適用されないため『誤認』と表示し、番号を取り消したものと考えられる。」としており、申立人は、20歳到達の時点では厚生年金保険の被保険者であったことから、当該記号番号を取り消したものと推認されるほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の申立人の国民年金保険料に係る納付金額及び納付方法等に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする納税組織又はA町役場税務課について、B市は、「昭和50年当時、A町には当該納税組織が存在し、毎月、国民年金保険料を徴収していたが、当該納税組織に関する資料は無く、関係者等の氏名も分からない。」、「当時、A町税務課では国民年金保険料を納付することはできなかった。」としており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 31 年 10 月に A 社に入社し、46 年 10 月まで継続して勤務していた。A 社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、資格取得日が 34 年 1 月 5 日となっており、申立期間に係る加入記録が確認できなかった。

昭和 31 年 10 月から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の回答から推認できる。

しかし、申立人が A 社に勤務していたことを覚えている同僚も、申立人が入社した時期までは覚えておらず、申立人が勤務していた期間を特定できない上、申立期間のうち、昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 2 月 1 日までの期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社は、B 町（現在は、C 町）において、31 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、いったん 32 年 6 月 25 日に適用事業所ではなくなった後、33 年 2 月 1 日に D 町において、再び適用事業所となっていることから、当該期間においては、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間において、1 年間程度、E 市内の学校に通っていたことがある。」としているところ、F 学校から提出された在学期間証明書によると、申立人は、昭和 32 年 9 月 8 日から 33 年 9 月 30 日までの期間において、F 学校の前身である G 学校に在学していたことが確認

できる上、A社の元役員で、申立期間当時、A社において経理及び社会保険の事務を担当していた者は、「時期はよく覚えていないが、申立人は、入社後間もなくして、経理を学ぶためにE市内の学校に行くことになったが、申立人の親戚に当たる当時の事業主が、給料の代わりに授業料等を負担していたと思う。」としているほか、申立人がG学校で同級生であったとする者が、当時、申立人と共に寮に住んでG学校に通学していた旨述べていることを踏まえると、申立人は、当該期間において、A社に勤務していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和33年10月1日から34年1月5日までの期間については、申立人を覚えている同僚は、「私は、当時の事業主が死亡したときには、既に勤務しており、申立人も勤務していたと思う。」としているところ、A社に係る被保険者名簿により、当時の事業主は、33年*月に死亡していることが確認できることから、申立人は、当該期間においてもA社に勤務していた可能性を否定できないものの、当該被保険者名簿によると、当該同僚も申立人と同じ34年1月5日にA社に係る被保険者資格を取得している上、当該同僚は、「保険料を控除され始めた時期は覚えていない。」としている。

加えて、A社と合併したH社の元事業主は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、前述のA社の元役員は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得していない従業員の給与から社会保険料を控除することは考え難い。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間にかかる厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 13 日から同年 7 月 8 日まで

ねんきん特別便と船員手帳を照合し、船員保険被保険者期間を確認したところ、A社に勤務していた期間の記録が無いことが分かった。直前まで勤務していたB社の指示によりA社が所有する船舶に乗ったが、実際に勤務していたのはA社が所有する船舶であったので、A社において船員保険に加入していたと思う。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、申立期間において、A社が所有する船舶に乗っていたことが確認できる。

しかし、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で、申立人と同じ船舶に乗っていた複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、A社は、「当時の資料は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、「B社の指示によりA社が所有する船舶に乗った。」としていることから、B社から派遣されていた可能性もうかがわれるものの、B社に係る申立期間及びその前後の期間における船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、B社は既に船員保険を適用されておらず、申立期間当時、B社において船員の配乗事務を行っていたとされる者も既に死亡しており、

事情を聴取することができなかった。

さらに、申立期間当時、A社及びB社が所属していた船主団体であるC協会（当時は、D協会）は、「船員のグループ相互配乗に関する協定が締結されたのは昭和49年であるが、実際には、それ以前から行われていたと思う。」とし、申立期間当時、A社に船員として勤務し、下船後、A社の船員保険事務を行っていた者は、「当時、相互に配乗する船員に係る船員保険の加入については、会社間の話し合いで決めていたと思うが、短期間の雇用も多く事務処理が煩雑になるため、全員を加入させていたかどうかは分からない。」としていることから、申立期間において申立人が在籍していた事業所を特定することができなかった上、A社では、A社が所有する船舶に乗っていた一部の船員については、船員保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月から 19 年 5 月まで
② 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

夫は、昭和 17 年 9 月に A 社 B 支社に入社し、20 年 6 月に退職したが、B 支社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、19 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までとなっている。

厚生年金保険制度は昭和 17 年 6 月から開始されており、夫は現場係員であったので、入社当初から厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、所在不明等のために事情を聴取できない上、申立期間②において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 4 人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを特定することができない。

また、A 社 B 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページ及びその前後のページに記載されている被保険者 239 人 (申立人を含む。) のうち、破損等のために資格取得日を確認することができない 5 人を除く 234 人の資格取得日は、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日となっている上、申立人の妻が覚えている申立人の同僚の氏名は姓のみのため、その者を特定することができないものの、当該

同僚と同じ姓の者が、申立人の氏名の近くに記載されていることが確認できる。

さらに、A社B支社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡している上、閉鎖登記簿によると、A社（閉鎖登記簿上は、C社）は、昭和46年4月3日に解散し、平成10年6月26日に清算終了していることが確認できる。A社の清算事務所に勤務し、関係書類の管理責任者であった者は、「A社の帳簿等は、保存期間が満了したため、焼却処分し、残っていない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 10 月 21 日まで

私は、高校を卒業する前に新聞広告で A 社の求人案内を見て、昭和 31 年 4 月に A 社の正社員として就職し、A 社が B 市内の百貨店に出店していた店舗で勤務していた。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚の氏名が確認できること及び同僚の回答により、勤務時期は特定できないものの、申立人が、A 社が B 市内に出店していた店舗で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間及びその前後の期間における A 社に係る被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、申立人が覚えている同僚二人のうちの一人については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間における当該事業所に係る被保険者記録が確認できる同僚は、「夫も A 社で勤務していた。」としているが、当該同僚の夫に係る被保険者記録も確認できないことから、当該事業所は、申立期間当時、必ずしも勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明である上、当時の事業主の子は、「申立期間当時は、私が小学生のころであり、当時のことは何も分からない。申立期間に係る申立人の資格取得及び資格喪失の届出、厚生年金保険

料の控除及び納付については不明である。」としているほか、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）を確認しても、申立人が、申立期間直後の昭和 31 年 10 月 21 日に別の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できるものの、申立期間について、A社に係る被保険者記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。